

平成24年9月14日

各 位

会 社 名 N K S J ホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 櫻田 謙悟
(コード番号 8630 東証・大証)

**当社子会社（株式会社損害保険ジャパン）が出資する投資事業有限責任組合による
株式会社シダー株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ**

当社子会社である株式会社損害保険ジャパンは、平成24年8月13日に投資事業有限責任組合（名称：高齢社会戦略1号投資事業有限責任組合）を通じて、株式会社シダー（コード番号：2435、株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場スタンダード）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成24年8月14日より実施していましたが、本公開買付けが平成24年9月13日をもって終了いたしましたので、別紙のとおりお知らせいたします。

平成24年9月14日

各位

高齢社会戦略1号投資事業有限責任組合
無限責任組合員 A C A株式会社
代表者名 代表取締役社長 東 明浩

株式会社シダー株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

高齢社会戦略1号投資事業有限責任組合（以下「公開買付者」といいます。）は、平成24年8月13日に株式会社シダー（コード番号：2435 株式会社大阪証券取引所 J A S D A Q市場スタンダード、以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成24年8月14日から本公開買付けを実施しておりましたが、平成24年9月13日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

高齢社会戦略1号投資事業有限責任組合
東京都千代田区平河町二丁目16番15号

(2) 対象者の名称

株式会社シダー

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,950,900(株)	1,575,200(株)	1,950,900(株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,575,200株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（1,950,900株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成24年8月14日(火曜日)から平成24年9月13日(木曜日)まで(23営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成24年9月25日(火曜日)までとなる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式 1株につき金610円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,575,200株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないものとしておりましたが、応募株券等の数の合計(2,394,357株)が買付予定数の下限(1,575,200株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書(平成24年8月15日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)に記載のとおり、応募株券等の買付け等を行います。なお、応募株券等の数の合計(2,394,357株)が買付予定数の上限(1,950,900株)を超えましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成24年9月14日に報道機関に対して公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	2,394,357株	1,950,996株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ()	—株	—株
株券等預託証券 ()	—株	—株
合 計	2,394,357株	1,950,996株
(潜在株券等の数の合計)	—	(—株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	19,509個	(買付け等後における株券等所有割合34.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合—%)
対象者の総株主等の議決権の数	57,375個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成24年8月13日に提出した第32期第1四半期報告書に記載された平成24年6月30日現在の総株主等の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記第1四半期報告書に記載された平成24年6月30日現在の単元未満株式数(500株)に係る議決権の数(5個)を加算し、「対象者の総株主等の議決権の数」を57,380個として計算しています。

(注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の数の合計(2,394,357株)が買付予定数の上限(1,950,900株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させました。

ただし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなるため、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定しました。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日 平成24年9月20日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付

けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、応募受付けをした公開買付代理人の応募株主等の口座へお支払いします。

④ 株券等の返還方法

返還することが必要な株券等を決済の開始日以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

公開買付者が平成24年8月13日付で公表した「株式会社シダ一株式会社に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

高齢社会戦略1号投資事業有限責任組合
株式会社大阪証券取引所

東京都千代田区平河町二丁目16番15号
大阪市中央区北浜一丁目8番16号

以 上